

ね漏洩の可能性が極めて高いとの表現にとどまるといえること、本件書込①～④には、「ほとんど漏洩確定」の記載に続けて、「県は不作為により逃げることはできない。」との記載があり、本件書込⑪、⑫、⑯～㉑、㉕、㉗にも第2処分場などの検査や本件連絡会からの要望に対する長野県の対応への不満ないし批判が記載されていること、前記認定のとおり本件連絡会は、本件書込①～④以前にも、検査結果を踏まえて長野県や小諸市との協議や要望を行っていることが認められ、以上を踏まえて、本件書込①～④を一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断すると、本件書込①～④は、長野県の原告（検査結果に対する対応や対策）に対する対応や地域住民の要望に十分に耳を傾けようとしない姿勢に対する批判を主な目的とし、第2処分場の水質検査結果のデータという事実を前提として、そのデータの分析結果として、第2処分場からの保有水の漏洩の可能性が高いと考えていることを強調する表現であると認められる。そして、水質検査の結果や検査主体については証拠等により真偽を確定することができるから、事実を摘示するものであるが、その検査結果から如何なる結論を導くか、即ち、漏洩の可能性の有無、大小については、評価者である被告が有する知見を用いてどのように判断するかの問題であり、証拠等によって真偽を確定することはできないから、「ほとんど漏洩確定」の部分は、漏洩の可能性が濃厚、あるいは可能性が高いという意見・論評であると認められる。

(3) もっとも、産業廃棄物施設は厳しい管理と安全性の確保が求められるのであり、長野県の対応を批判する前提での意見・論評であるとはいえ、本件書込①～④を読む一般の読者は、原告による第2処分場の管理体制が不備であり同施設が安全ではない可能性があるとの印象を持つと認められ、管理体制の適否や産業廃棄物処理設備の安全性は、廃棄物処分業者である原告の事業の根幹に関わる事柄であるから、これにより原告の

社会的評価は低下することが認められる。したがって本件書込①～④により原告の名誉が毀損されるものと認められる。

3 争点2（真実性の抗弁又は相当性の抗弁）について

- (1) 本件書込①～④は原告の名誉を毀損することは上記のとおりであるから、以下、真実性の抗弁又は相当性の抗弁（いわゆる公正な論評の法理に係る前提事実の真実性・真実相当性）について検討する。
- (2) 前記2(1)に説示したとおり、ある事実を基礎として意見ないし論評の表明による名誉毀損においては、当該表現が公共の利害に関する事項についてのものであり、当該表現の目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その意見論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評として域を脱したものでない限り、同行為は違法性を欠くというべきである。
- (3) 本件書込①～④は、産業廃棄物処理施設の内外の検査結果から保有水の漏洩の可能性を指摘し、長野県の対応を批判するものであり、同施設が地方公共団体の許可によって設立された施設で、同施設からの保有水の漏洩の有無やその可能性は、広く地域住民の健康や経済活動等など、その身体、生命、財産等に影響を与えることは明らかである。そうすると、本件書込①～④は、この点に関する社会的な問題提起と理解できるものであり、公共の利害に関する事実に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出たものと認められる。
- (4) また、本件書込①～④のリンク先に記載されている検査結果やその他の本件各書込に記載された検査結果は、長野県が行った検査の結果を記載したものであるから、その検査方法や手段等は適正適切であったと推認され、一部に誤差や誤記、測定時の何らかの影響によって真実と異なる検査結果が出る可能性は否定できないものの、同結果は重要な部分において真実であると認められる。さらに、本件書込①～④中の「その中（注：塩化物イオンのこと）に臭素イオンが147分の1～200分の